

(公財) 全日本柔道連盟 優秀指導者(団体)表彰内規

(目的)

第1条 柔道においてのタレント発掘、育成は、地域で熱心に少年柔道に携わって指導している方々の並々ならぬ努力と熱意の賜物である。本連盟では、今後の柔道の発展、そして少年期からトップアスリートまでの一貫指導システムを充実させていくためにも、優秀な成績を収めた選手が少年時代に所属していた団体の指導者またはその団体を表彰するものとする。

(表彰の対象者または団体)

第2条 表彰対象は、第3条に該当する選手が少年時代(中学生まで)に所属していた団体において指導した指導者またはその団体とする。

2. 同一選手が複数年に亘って第3条に該当した場合は、既に表彰を受けた団体のその次に所属した団体の指導者、またはその団体を対象とする。
ただし、オリンピック競技大会における表彰では、既に表彰を受けた指導者を対象とすることができる。
3. 第3条に該当する選手の親が実際に指導にあっていた場合は、親を対象とすることが出来る。また、故人であっても対象とすることができる。
4. 第1項から第3項に該当する指導者または団体がない場合は、高校生時代から社会人時代の順に所属した団体の指導者またはその団体を対象とすることができる。
5. 第3条に該当する選手が高校卒業後に所属した団体の指導者は、原則として本表彰の趣旨を鑑み表彰の対象としない。ただし、第4項に該当した場合はこの限りではない。

(表彰の対象となる大会及び成績)

第3条 表彰の対象となる大会及び成績は以下の通りとする。

- | | |
|-------------|--------|
| ①オリンピック競技大会 | メダリスト |
| ②世界選手権大会 | メダリスト |
| ③アジア競技大会 | 金メダリスト |

(表彰対象者の推薦および決定)

第4条 第3条に該当する選手は、本表彰制度の趣旨を理解した上で、被表彰候補者(団体)を強化委員会に推薦する。

2. 強化委員会は、選手から推薦された被表彰候補者(団体)を取りまとめ、常務理事会に諮り決定するものとする。

(表彰実施日)

第5条 表彰は、原則として翌年の全日本選手権大会（4月29日）の際に実施する。

（表彰の内容）

第6条 本連盟は、被表彰者（団体）に記念品（楯）を贈呈する。

（その他）

第7条 本連盟は、被表彰者または団体の代表者1名の交通費、宿泊費を負担する。

2. 本内規に定められていない事態が生じた場合は、強化委員会で協議し、常務理事会で決定するものとする。

（改廃）

第8条 本内規の改廃は、常務理事会の承認を得て行う。

付則

1. 本内規は、平成28年3月8日より施行する。
2. 本内規は、2019年5月27日より施行する。